



2020年 4月16日  
第153号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実  
編集 情宣担当  
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申第34号

4月10日

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び休日労働に関する協定」に関する申し入れ 団体交渉実施!!⑦

5. 自然災害等に伴う計画運休等により所定労働時間の変更を行う場合は、超勤指示等を明確かつ適正に行うこと。

回答) 就業規則に則り取り扱うこととなる。

- 組合) 計画運休が実施され運転再開時に必要な要員確保をしなければならない。明確な指示がされれば混乱はなかったのでは。
- 会社) その都度判断が必要。検討材料となった。
- 組合) 輸送混乱を想定して、早めに出勤した社員に対しては超勤にすべきだ。
- 会社) 超勤指示ではないので、超勤にはならない。
- 組合) 出勤を指示された社員には、危険を伴う場所からの出勤をする社員もいた。考慮して指示するべきだ。
- 会社) 現状を把握して対応していく。
- 組合) 情報提供と指示があり、曖昧である。
- 会社) 混乱していることもあり課題であると認識している。しっかり指示ができるようにしていく。情報提供か指示かケースバイケース、どれだけ正確に伝えるかは今後の課題。

6. 勤務時間中の親睦会活動について考え方を示すこと。

回答) 就業規則に則り取り扱うこととなる。

- 組合) 申し入れのとおり、勤務時間内の親睦会活動等に対する会社の認識を伺いたい。
- 会社) 勤務時間中は、業務に専念することが基本である。
- 組合) 時間内は、業務以外のことはしないということで良いか。
- 会社) その通り。
- 組合) 職場からは、勤務時間内に社友会活動をしていると報告があるが。
- 会社) 会社として関与はしていないが、業務中は出来ないこと。
- 組合) 職場の区長講話の中で「社友会の意見によって導入されました」との話がされたが問題ではないか。
- 会社) 導入されたとの話だけでは、事実を伝えただけなので問題ない。

**親睦会活動は勤務時間中にできません!**



7. 締結期間は2020年5月1日から2021年4月30日までの「一年間」とすること。

回答) 当社の業務運営の特性上、1日、1箇月及び1箇年の限度時間を定める36協定は、現行法令上望ましいとされる最長の期間である1年間が必須であると考えている。

- 組合) 締結期間は1年が望ましいと考える。しかしながら期間中に課題があれば議論をしていく。
- 会社) 36協定の安定的な締結は法令で定められる最大の期間である1年間が望ましいと考える。締結期間内に課題があり申し入れがあれば、協約に基づき取り扱っていく。

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令! 3密をつくらないためにもジョブローテーションの異動を遅らせるべき!

- 組合) 4月7日からジョブローテーションの事前通知等もされていて、多くの社員が異動するとなると、現場で見習いや訓練等が出てきて、3密の状態を敢えてつくるようになるので、緊急事態宣言が出ている5月6日まで異動をずらしてほしいと現場の声も出されている。不安でもあるので、対策を考えられないか。
- 会社) 今の情勢で3密もあるが、会社の施策としてしっかり計画し、コロナウイルスの情勢を見ながら、施策として両輪でやっていく。今後会社としてしかるべき判断をする場合もあるし、見極めてやっていく。社員として見守ってほしい。
- 組合) コロナウイルスの感染者が出た場合の対策として、支社から現場へ送り込み等もあるが、異動を遅らせることも必要ではないか。
- 会社) 全く否定するものではないが、ご意見として受け止める。会社として日々しっかり判断していく。

**全7項目の議論が終了しました!**  
**労働時間管理は私たち労働者の生命線です。**  
**職場からの検証運動を強化しましょう!**